
「定款」等の一部改正について

日証協 平 22. 4. 26

本協会では、4 月 1 日の臨時総会において承認された、補欠の役員の選任制度等の新設に伴う「定款」の一部改正について、4 月 26 日付けで金融庁長官の認可を得た。

これに伴い、「定款の施行に関する規則」等についても、一部改正することとした。

本改正は、平成 22 年 4 月 26 日から施行する。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

補欠の役員の選任制度等の新設等に伴う「定款」等の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会の役員等に欠員が生じたときは、定款に規定する欠員の場合の措置に従って、その後任の役員等を選挙又は総会の決議により選任することとなっている。

その際、後任の役員等が就任するまでの事実上 1 か月余りの期間は空位となり、議案等の審議又は議決への参加がかなわない状況となっている。

そこで、会員理事、特別会員理事若しくは公益理事又は会員監事については、あらかじめ、補欠の役員を選任しておくことができる規定を、自主規制会議及び証券戦略会議の委員については、後任の委員が就任するまでの間に限り、会長は、理事会の同意を得て、臨時に職務を行う委員を選任することができる旨の規定を、それぞれ新設するため、「定款」、「自主規制会議規則」及び「証券戦略会議規則」等の一部改正を行うこととする。

また、現行、会員代表者等の資格要件として規定されている会員支配会社に関する規定に合わせ、特別会員代表者等の資格要件においても、特別会員支配会社に関する規定を設ける「定款の施行に関する規則」の一部改正を行うとともに、これら定款等の一部改正に関連する協会運営規則について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1)補欠の役員の選任制度の新設

本協会の役員のうち、会員理事、特別会員理事若しくは公益理事又は会員監事に欠員が生じることとなるときに備えて、あらかじめ、補欠の役員を選任しておくことができる規定を新設する（定款第 42 条の 2）。

上記役員に欠員が生じた場合は、補欠の役員がいるときはあらかじめ選任されている当該補欠の役員が後任の役員に就任する規定を新設する（定款第 53 条）。

(2)自主規制会議及び証券戦略会議の臨時委員制度の新設

自主規制会議の会員委員、特別会員委員若しくは公益委員又は証券戦略会議の会員委員に欠員が生じた後、後任の委員が選挙又は総会の決議により就任するまでの間に限り、会長は、理事会の同意を得て、臨時に職務を行う委員（臨時委員）を選任することができる規定を新設する（定款第 62 条第 10 項、同第 63 条第 8 項）。

併せて、臨時委員は、その就任日から 3 か月を超えて職務の執行を継続することはできないこととする規定を新設する（定款第 62 条第 12 項、同第 63 条第 10 項）。

なお、総務委員会委員については、現行において選挙ではなく、会長が理事会の同意を得て選任することとなっており、委員が空位となる期間が長期に及ばないことから、臨時委員の制度は設けないこととする。

(3)特別会員支配会社に関する規定の新設

特別会員代表者及び委員会委員の資格要件に特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(特別会員支配会社)の役員又は従業員を加える規定を新設する。
(定款の施行に関する規則第3条第5項及び第6項)

(4)その他

その他所要の改正を行う。

3. 上記の改正に伴う他の協会運営規則の改正

(1)自主規制会議関係

自主規制会議規則、外務員等資格試験委員会規則、規律委員会規則、外務員等規律委員会規則、事故確認委員会規則

(2)証券戦略会議関係

証券戦略会議規則、金融・証券教育広報委員会規則

(3)総務委員会関係

総務委員会規則、人事推薦合同委員会規則、役員選挙規則、特別委員会規則、地区協会規則、地域委員会規則

4. 施行の時期

本協会が別に定める日から施行する。

以 上

この改正は、平成 22 年 4 月 26 日（定款改正認可の日）から施行します。
--

「定款」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則 (定 義) 第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 } 2 } (現 行 ど お り) 4 } 5 店頭デリバティブ取引等 金商法第 2 条第 8 項第 4 号に規定する店頭デリバティブ取引等（金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 6 第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）をいう。 6 } 7 } (現 行 ど お り) 9 } 第 4 章 機 関 第 2 節 役 員 等 (役員の選任) 第 42 条 前条に規定する会員理事は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。<u>このうち、1 人は証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として、1 人は総務委員会委員長を兼ねる会員理事として、それぞれ選挙する。</u> 2 (現 行 ど お り) 3 前条に規定する公益理事は、総会の決議によ	第 1 章 総 則 (定 義) 第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 } 2 } (省 略) 4 } 5 店頭デリバティブ取引等 金商法第 2 条第 8 項第 4 号に規定する店頭デリバティブ取引等（金融商品取引法施行令第 1 条の 8 の 4 第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）をいう。 6 } 7 } (省 略) 9 } 第 4 章 機 関 第 2 節 役 員 等 (役員の選任) 第 42 条 前条に規定する会員理事<u>（証券戦略会議議長 1 人及び総務委員会委員長 1 人を含む。）</u>は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。 2 前条に規定する特別会員理事は、特別会員が、特別会員代表者のうちからこれを選挙する。 3 前条に規定する公益理事<u>（自主規制会議議長</u>

新	旧
り、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。 <u>このうち1人は自主規制会議議長を兼ねる公益理事として選任する。</u>	<u>1人を含む。)</u>は、総会の決議により、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。
4 5 6 7 8 (現行どおり)	4 前条に規定する常任理事は、総会の決議により、協会の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。 5 前条に規定する会員監事は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。 6 前条に規定する常任監事は、総会の決議により、協会の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。 7 会員理事及び会員監事は、相互に兼ねることができない。 8 第1項、第2項及び第5項に定める役員の選挙に関し必要な事項は「役員選挙規則」をもって定める。
<u>9 第3項、第4項及び第6項に定める役員の選任に関し必要な事項は「定款施行規則」をもって定める。</u>	(新 設)
<u>(補欠の役員の選挙等)</u>	
<u>第42条の2 前条第1項、第2項又は第5項の選挙をする場合には、会員理事、特別会員理事又は会員監事に欠員が生じることとなるときに備えて補欠の会員理事、特別会員理事又は会員監事を選挙することができる。</u>	(新 設)
<u>2 前条第3項の選任をする場合には、公益理事に欠員が生じることとなるときに備えて補欠の公益理事を選任することができる。</u>	(新 設)
<u>3 第1項に定める補欠の役員の選挙に関し必要</u>	(新 設)

新	旧
<u>な事項は「役員選挙規則」をもって定める。</u> 4 <u>第2項に定める補欠の公益理事の選任に関し必要な事項は「定款施行規則」をもって定める。</u> (役員等の任期) 第50条 <u>会員理事、特別会員理事、常任理事、会員監事及び執行役の任期は1年とする。ただし、第53条第1項の後任の会員理事、同条第2項の後任の特別会員理事、同条第4項の後任の常任理事、同条第5項の後任の会員監事及び同条第7項の後任の執行役の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>公益理事の任期は2年とする。ただし、第53条第3項の後任の公益理事の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (削 る) 3 <u>常任監事の任期は、その就任後2回目の定時総会終了のときまでとする。ただし、第53条第6項の後任の常任監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (前任の役員等の義務) 第52条 <u>役員等（役員及び執行役をいう。以下同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の役員等が就任するまでは前任の役員等がその職務を継続して執行する。</u> (欠員の場合の措置) 第53条 <u>会員理事に欠員が生じた場合は、次の各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定</u>	(新 設) (役員等の任期) 第50条 <u>会員理事、特別会員理事及び会員監事の任期は1年とする。ただし、補欠のため選挙された会員理事、会員監事及び特別会員理事の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 <u>公益理事の任期は2年とする。ただし、補欠のために選任された公益理事の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 3 <u>常任理事及び執行役の任期は1年とする。ただし、補欠のために選任された常任理事及び執行役の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4 <u>常任監事の任期は、その就任後2回目の定時総会終了のときまでとする。ただし、補欠のために選任された常任監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (前任の役員等の義務) 第52条 <u>役員等（役員及び執行役をいう。以下同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の役員等が選任されるまでは前任の役員等がその職務を継続して執行する。</u> (欠員の場合の措置) 第53条 <u>会員理事又は会員監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、その後任の会員理事又は会</u>

新	旧
<u>める措置を講じるものとする。</u> <u>1 第 42 条の 2 第 1 項の補欠の会員理事が</u> <u>いるとき 当該補欠の会員理事が後任の会</u> <u>員理事に就任する。</u> <u>2 第 42 条の 2 第 1 項の補欠の会員理事が</u> <u>いないとき 遅滞なく、第 42 条第 1 項の規</u> <u>定により後任の会員理事を選挙する。ただ</u> <u>し、その欠員が 1 人であるときは、この限り</u> <u>でない。</u> <u>2 特別会員理事に欠員が生じた場合は、第 42</u> <u>条の 2 第 1 項の補欠の特別会員理事がいるとき</u> <u>は当該補欠の特別会員理事が後任の特別会員理</u> <u>事に就任し、補欠の特別会員理事がいないとき</u> <u>は遅滞なく第 42 条第 2 項の規定により後任の</u> <u>特別会員理事を選挙するものとする。</u> <u>3 公益理事に欠員が生じた場合は、第 42 条の</u> <u>2 第 2 項の補欠の公益理事がいるときは当該補</u> <u>欠の公益理事が後任の公益理事に就任し、補欠</u> <u>の公益理事がいないときは遅滞なく第 42 条第</u> <u>3 項の規定により後任の公益理事を選任するも</u> <u>のとする。</u> <u>4 常任理事に欠員が生じたときは、第 42 条第</u> <u>4 項の規定により、後任の常任理事を選任する</u> <u>ことができる。</u> <u>5 会員監事に欠員が生じた場合は、次の各号に</u> <u>掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める措</u> <u>置を講じるものとする。</u> <u>1 第 42 条の 2 第 1 項の補欠の会員監事が</u> <u>いるとき 当該補欠の会員監事が後任の会</u> <u>員監事に就任する。</u> <u>2 第 42 条の 2 第 1 項の補欠の会員監事が</u> <u>いないとき 遅滞なく、第 42 条第 5 項の規</u> <u>定により後任の会員監事を選挙する。ただ</u> <u>し、その欠員が 1 人であるときは、この限り</u>	<u>員監事を選挙するものとする。ただし、その欠</u> <u>員が 1 人であるときは、この限りでない。</u> <u>3 特別会員理事に欠員が生じたときは、遅滞な</u> <u>く、その後任の特別会員理事を選挙するものと</u> <u>する。</u> <u>2 公益理事又は常任監事に欠員が生じたとき</u> <u>は、遅滞なく、その後任の公益理事又は常任監</u> <u>事を選任するものとする。</u> (新 設) (新 設)

新	旧
でない。	
6 常任監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、 第 42 条第 6 項の規定により後任の常任監事を 選任するものとする。	(新 設)
7 執行役に欠員が生じたときは、会長は、第 48 条第 1 項の規定により、後任の執行役を選 任することができる。	(新 設)
第 3 節 理 事 会	第 3 節 理 事 会
(理事会の構成等)	(理事会の構成等)
第 55 条 理事会は、理事をもって構成する。た だし、理事会が次条第 2 項 <u>ただし書</u> 又は同条第 3 項 <u>ただし書</u> の規定に基づき決議を行う場合に あつては、特別会員理事は、特別会員の行う有 価証券の売買その他の取引等に係る自主規制に 関連する議事又は第 7 条第 1 項第 13 号に掲げ る業務に関連する議事に限り、その審議に参加 できるものとする。	第 55 条 理事会は、理事をもって構成する。た だし、理事会が次条第 2 項 <u>ただし書き</u> 又は同条 第 3 項 <u>ただし書き</u> の規定に基づき決議を行う場 合にあつては、特別会員理事は、特別会員の行 う有価証券の売買その他の取引等に係る自主規 制に関連する議事又は第 7 条第 1 項第 12 号に 掲げる業務に関連する議事に限り、その審議に 参加できるものとする。
(議決の方法)	(議決の方法)
第 59 条 (現行どおり)	第 59 条 理事会の議事は、定款に別段の定めが ある場合を除いては、出席した理事の議決権の 過半数をもって決する。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 特別会員理事は、1 個の議決権を有する。た だし、第 55 条 <u>ただし書</u> に規定する場合にあつ ては、当該議事に限り、その議決権を有する。	3 特別会員理事は、1 個の議決権を有する。た だし、第 55 条 <u>ただし書き</u> に規定する場合にあ つては、当該議事に限り、その議決権を有す る。
4 (現行どおり)	4 (省 略)
第 4 節 自主規制会議、証券戦略会議及び総 務委員会	第 4 節 自主規制会議、証券戦略会議及び総 務委員会
(自主規制会議)	(自主規制会議)

新	旧
第 62 条 (現行どおり)	第 62 条 本協会に自主規制会議を置く。
2 自主規制会議の構成は、自主規制会議議長、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。	2 自主規制会議の構成は、自主規制会議議長 <u>(公益理事に限る。)</u> 、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。
会員委員 4 人以内	会員委員 4 人以内
特別会員委員 2 人以内	特別会員委員 2 人以内
公益委員 4 人	公益委員 4 人
3 } (現行どおり)	3 } (省 略)
4 }	4 }
5 自主規制会議議長は、 <u>第 42 条第 3 項の規定により自主規制会議議長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。</u> ただし、会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。	5 自主規制会議議長は、 <u>会員が、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。</u> ただし、会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。
6 (現行どおり)	6 会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。
7 (現行どおり)	7 特別会員委員は、特別会員が、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。
8 (現行どおり)	8 公益委員は、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。
9 <u>第 6 項から前項までに規定する委員に欠員が生じたときは、当該各項の規定により、後任の委員を選挙又は選任することができる。</u>	(新 設)
10 <u>第 6 項から第 8 項までに規定する委員に欠員が生じた後、前項の後任の委員が就任するまでの間に限り、第 6 項から第 8 項までの規定にか</u>	(新 設)

新	旧
<u>かわらず、会長は、当該各項において選挙又は選任されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、臨時に職務を行う委員（以下この条において「臨時委員」という。）を選任することができる。</u> 11 公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、<u>第9項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 12 <u>第10項の規定により選任された臨時委員の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。</u> 1 <u>臨時委員に就任した日から3か月を経過する日</u> 2 <u>後任の委員が就任する日の前日</u> 3 <u>前任の委員の任期が満了する日</u> 13 } { } (現行どおり) 15 } (証券戦略会議) 第 63 条 (現行どおり) 2 証券戦略会議の構成は、証券戦略会議議長、会長及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。 会員委員 11人以内 証券評議会議長 1人 地区評議会議長 1人 3 } 4 } (現行どおり) 5 証券戦略会議議長は、<u>第 42 条第1項の規定により証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として選挙された者がこれにあたる。</u>ただし、会長が会員理事である場合は、証券戦略会議議長	9 公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、<u>補欠のために選挙又は選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (新 設) 10 } { } (省 略) 12 } (証券戦略会議) 第 63 条 本協会に証券戦略会議を置く。 2 証券戦略会議の構成は、証券戦略会議議長<u>（会員理事に限る。）</u>、会長及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。 会員委員 11人以内 証券評議会議長 1人 地区評議会議長 1人 3 } 4 } (省 略) 5 証券戦略会議議長は、<u>会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。</u>ただし、会長が会員理事である場合は、証券戦略会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。

新	旧
は、会長がこれを兼ねることができる。 6 (現行どおり) 7 <u>前項に規定する会員委員に欠員が生じたときは、同項の規定により、後任の会員委員を選挙することができる。</u> 8 <u>第6項に規定する会員委員に欠員が生じた後、前項の後任の会員委員が就任するまでの間に限り、第6項の規定にかかわらず、会長は、同項において選挙されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、臨時に職務を行う会員委員（以下この条において「臨時委員」という。）を選任することができる。</u> 9 <u>委員の任期は1年とする。ただし、後任の会員委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 10 <u>第8項の規定により選任された臨時委員の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。</u> 1 <u>臨時委員に就任した日から3か月を経過する日</u> 2 <u>後任の委員が就任する日の前日</u> 3 <u>前任の委員の任期が満了する日</u> 11 } 13 } (現行どおり) 14 } (総務委員会) 第64条 理事会に総務委員会を置く。 2 総務委員会の構成は、総務委員会委員長のほか、次のとおりとする。 会員委員 9人以内 特別会員委員 2人以内 3 } 4 } (現行どおり)	6 会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。 (新 設) (新 設) 7 委員の任期は1年とする。ただし、<u>補欠のために選挙又は選任された委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 (新 設) 8 } 10 } (省 略) 11 } (総務委員会) 第64条 理事会に総務委員会を置く。 2 総務委員会の構成は、総務委員会委員長 <u>(会員理事に限る。)</u> のほか、次のとおりとする。 会員委員 9人以内 特別会員委員 2人以内 3 } 4 } (省 略)

新	旧
5 総務委員会委員長は、<u>第 42 条第 1 項の規定により総務委員会委員長を兼ねる会員理事として選挙された者がこれにあたる。</u> 6 (現行どおり) 7 (現行どおり) 8 <u>前 2 項に規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。</u> 9 委員の任期は 1 年とする。ただし、<u>前項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 10 } 11 } (現行どおり) 12 }	5 総務委員会委員長は、<u>会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。</u> 6 会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。 7 特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。 (新 設) 8 委員の任期は 1 年とする。ただし、<u>補欠のために選挙又は選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 9 } 10 } (省 略) 11 }
付 則 1 この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 施行日以後における、平成 21 年 5 月 15 日に施行した改正の付則（以下「平成 21 年 5 月改正付則」という。）第 2 項の適用に当たっては、同項の「この改正の施行日以降平成 22 年 6 月 30 日までの間に補欠のために選任される以外の理由により選任される自主規制会議の公益委員」にはこの改正の改正後の第 62 条第 10 項に規定する臨時委員を含まないものとするとともに、平成 21 年 5 月改正付則第 2 項中「第 62 条第 9 項」を「第 62 条第 11 項」と読み替えるものとする。	

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(会員代表者等の資格要件) 第 3 条 (現行どおり) 1 } } 3 } (現行どおり) 2 (現行どおり) 1 } } 3 } (現行どおり) 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、会員又は店頭デリバティブ取引会員の代表取締役が、当該会員又は当該店頭デリバティブ取引会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(「会員支配会社」という。以下同じ。)の登記された代表取締役(会員支配会社が、委員会設置会社である場合には、代表執行役。以下この項において同じ。)を当該会員又は当該店頭デリバティブ取引会員の会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員の会員代表者とすることを申請し、かつ、次の各号に掲げる事項を確約した書面を提出した場合において、<u>理事会が承認した</u>ときには、当該会員支配会社の登記された代表取締役を当該会員又は店頭デリバティブ取引会員の会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員の代表者としてすることができる。 1 当該会員支配会社の登記された代表取締役が、当該会員及び店頭デリバティブ取引会員	(会員代表者等の資格要件) 第 3 条 定款第 17 条第 1 項に規定する会員代表者及び定款第 30 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する店頭デリバティブ取引会員代表者並びにその代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。 1 } } 3 } (省 略) 2 (省 略) 1 } } 3 } (省 略) 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、会員又は店頭デリバティブ取引会員の代表取締役が、当該会員又は当該店頭デリバティブ取引会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社(「会員支配会社」という。以下同じ。)の登記された代表取締役(会員支配会社が、委員会設置会社である場合には、代表執行役。以下この項において同じ。)を当該会員又は当該店頭デリバティブ取引会員の会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員の会員代表者とすることを申請し、かつ、次の各号に掲げる事項を確約した書面を提出した場合において、<u>理事会がそれを適当と認めた</u>ときには、当該会員支配会社の登記された代表取締役を当該会員又は店頭デリバティブ取引会員の会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員の代表者としてすることができる。 1 当該会員支配会社の登記された代表取締役が、当該会員及び店頭デリバティブ取引会員

新	旧
の登記された取締役又は執行役であること。 2 当該会員又は店頭デリバティブ取引会員の 会員代表者の代理人には、当該会員又は店頭 デリバティブ取引会員の登記された代表取締 役が就任すること。 4 (現行どおり) 5 第2項第1号及び第2号の規定にかかわら ず、特別会員の代表権を有する役員が、当該特 別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会 社(「特別会員支配会社」という。以下同じ。) の登記された代表権を有する役員を当該特別会 員の特別会員代表者とすることを申請し、か つ、次の各号に掲げる事項を確約した書面を提 出した場合において、理事会が承認したときに は、当該特別会員支配会社の登記された代表権 を有する役員を当該特別会員の特別会員代表者 とすることができる。 1 当該特別会員支配会社の登記された代表権 を有する役員が、当該特別会員の登記された 役員であること。 2 当該特別会員の特別会員代表者の代理人に は、当該特別会員の登記された代表権を有す る役員が就任すること。 6 前項第1号若しくは第2号に該当しないこと となった場合又は当該特別会員と当該特別会員 支配会社との結合形態が承認時に比べ著しく変 化したと認められる場合には、理事会の決議に より、前項の承認を取り消すことができる。 <u>(公益理事等の選任)</u>	の登記された取締役又は執行役であること。 2 当該会員又は店頭デリバティブ取引会員の 会員代表者の代理人には、当該会員又は店頭 デリバティブ取引会員の登記された代表取締 役が就任すること。 4 前項第1号若しくは第2号に該当しないこと となった場合又は当該会員若しくは店頭デリバ ティブ取引会員と当該会員支配会社との結合形 態が承認時に比べ著しく変化したと認められる 場合には、理事会の決議により、前項の承認を 取り消すことができる。 (新 設) (新 設)

新	旧
第 19 条 理事会は、定款第 42 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項に定める役員の選任に関し、人事推薦合同委員会規則に定める人事推薦合同委員会又は自主規制会議人事推薦委員会の推薦に基づき役員の候補者を決議する。 (補欠の公益理事の選任)	(新 設)
第 20 条 理事会は、定款第 42 条の 2 第 2 項に定める補欠の公益理事の選任に関し、人事推薦合同委員会規則に定める自主規制会議人事推薦委員会の推薦に基づき補欠の公益理事の候補者を決議する。	(新 設)
2 定款第 42 条の 2 第 2 項の規定に基づき補欠の公益理事を選任する場合には、次の各号に掲げる事項を併せて決議する。 1 当該候補者が補欠である旨 2 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の公益理事（補欠の公益理事と同時に選任される場合における公益理事の候補者を含む。以下この項において同じ。）の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の公益理事の氏名 3 同一の公益理事（2 以上の公益理事の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の公益理事）につき 2 人以上の補欠の者を選任するときは、当該補欠の者相互間の優先順位 4 補欠の者について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続	(新 設)
3 定款第 42 条の 2 第 2 項の規定に基づく補欠の公益理事の選任に係る決議が効力を有する期間は、前任の公益理事の任期が満了する日までとする。ただし、総会の決議によりその期間を短	(新 設)

新	旧
<u>縮することを妨げない。</u> 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	

「自主規制会議規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 1 条 この規則は、定款第 62 条第 15 項の規定に基づき、自主規制会議等（自主規制会議及び自主規制会議に置く委員会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。	第 1 条 この規則は、定款第 62 条第 12 項の規定に基づき、自主規制会議等（自主規制会議及び自主規制会議に置く委員会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。
第 2 章 自主規制会議	第 2 章 自主規制会議
(委 員)	(委 員)
第 3 条 定款第 62 条第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。以下同じ。）の役員又は従業員を、 <u>定款第 62 条第 7 項に規定する特別会員代表者に準ずる者には定款施行規則第 3 条第 5 項に規定する特別会員支配会社の役員又は従業員を、それぞれ含むものとする。</u>	第 3 条 定款第 62 条第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。以下同じ。）の役員又は従業員を含むものとする。
2 } (現 行 ど お り)	2 } (省 略)
3 }	3 }
4 委員（定款第 62 条第 2 項に掲げる者をいう。第 11 条までにおいて同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 <u>ただし、前任の委員の任期が満了する前に定款第 62 条第 10 項の規定に基づき選任された臨時に職務を行う委員（以下この項において「臨時委員」という。）にあつては、当該臨時委員が就任した日から 3 か月を経過したときは、当該臨時委員は、当該 3 か月</u>	4 委員（定款第 62 条第 2 項に掲げる者をいう。第 11 条までにおいて同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が <u>選挙又は選任される</u> までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

新	旧
<u>を経過した日後は、その職務の執行を継続しない。</u>	
第 4 章 委 員 会 (委 員 会) 第 13 条 定款第 62 条第 14 項の規定により自主規制会議に置く委員会は、自主規制会議の所管業務について、自主規制会議の諮問に応じ又は自主規制会議に意見を述べることができる。 (構 成) 第 14 条 委員会は、自主規制会議の委員、会員代表者、特別会員代表者、店頭デリバティブ取引会員代表者、協会の役員若しくは従業員（会員支配会社及び特別会員支配会社）の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委 員) 第 15 条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>委員に欠員が生じたときに第 1 項の規定により選任する後任の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 (小 委 員 会) 第 23 条 （ 現行どおり ）	第 4 章 委 員 会 (委 員 会) 第 13 条 定款第 62 条第 11 項の規定により自主規制会議に置く委員会は、自主規制会議の所管業務について、自主規制会議の諮問に応じ又は自主規制会議に意見を述べることができる。 (構 成) 第 14 条 委員会は、自主規制会議の委員、会員代表者、特別会員代表者、店頭デリバティブ取引会員代表者、協会の役員若しくは従業員（会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委 員) 第 15 条 委員会の委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。 2 委員の数は、15 人以内とする。 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>補欠の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>選任される</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 (小 委 員 会) 第 23 条 委員会は、必要があると認めるときは、自主規制会議の同意を得て小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることがで

新	旧
2 小委員会の委員は、委員会の委員長が自主規制会議の委員、委員会の委員、常任理事、会員代表者、特別会員代表者、店頭デリバティブ取引会員代表者、協会の役員若しくは従業員（会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから指名する。 3 } 4 } (現行どおり) 5 } 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	きる。 2 小委員会の委員は、委員会の委員長が自主規制会議の委員、委員会の委員、常任理事、会員代表者、特別会員代表者、店頭デリバティブ取引会員代表者、協会の役員若しくは従業員（会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから指名する。 3 } 4 } (省 略) 5 }

「証券戦略会議規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 1 条 この規則は、定款第 63 条第 14 項の規定に基づき、証券戦略会議等（証券戦略会議、証券戦略会議に置く委員会、証券評議会及び地区評議会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。	第 1 条 この規則は、定款第 63 条第 11 項の規定に基づき、証券戦略会議等（証券戦略会議、証券戦略会議に置く委員会、証券評議会及び地区評議会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。
第 2 章 証券戦略会議	第 2 章 証券戦略会議
(委 員)	(委 員)
第 3 条 定款第 63 条第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」 <u>（以下「定款施行規則」という。）</u> 第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。以下同じ。）の役員又は従業員を含むものとする。	第 3 条 定款第 63 条第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。以下同じ。）の役員又は従業員を含むものとする。
2 会員委員の選挙は、「役員選挙規則」に定めるところによる。	2 <u>証券戦略会議議長及び</u> 会員委員の選挙は、「役員選挙規則」に定めるところによる。
3 （ 現 行 ど お り ）	3 （ 省 略 ）
4 委員（定款第 63 条第 2 項に掲げる者をいう。第 11 条までにおいて同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が就任するまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 <u>ただし、前任の委員の任期が満了する前に定款第 63 条第 8 項の規定に基づき選任された臨時に職務を行う会員委員（以下この項において「臨時委員」という。）にあっては、当該臨時委員が就任した日から 3 か月を経過したときは、当該臨時委員は、当該 3 か月を経過した日後は、その職務の執行を継続しない。</u>	4 委員（定款第 63 条第 2 項に掲げる者をいう。第 11 条までにおいて同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が <u>選挙又は選任される</u> までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

新	旧
第 4 章 委 員 会 (委 員 会) 第 13 条 定款第 63 条第 12 項の規定により証券戦略会議に置く委員会は、証券戦略会議の所管業務について、証券戦略会議の諮問に応じ又は証券戦略会議に意見を述べることができる。 (委 員) 第 15 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>委員に欠員が生じたときに第 1 項の規定により選任する後任の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>就任する</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 第 5 章 証券評議会及び業態別評議会 (業態別評議会) 第 28 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 業態別評議会は、会員代表者又はこれに準ずる者（<u>定款施行規則</u>第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。）を委員としてこれを構成する。 第 6 章 地区評議会及び地区別評議会 (地区別評議会) 第 33 条 地区評議会は、地区協会の管轄区域ごとに地区別評議会を置く。	第 4 章 委 員 会 (委 員 会) 第 13 条 定款第 63 条第 9 項の規定により証券戦略会議に置く委員会は、証券戦略会議の所管業務について、証券戦略会議の諮問に応じ又は証券戦略会議に意見を述べることができる。 (委 員) 第 15 条 委員会の委員は、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。 2 委員の数は、11 人以内とする。 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>補欠の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>選任される</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 第 5 章 証券評議会及び業態別評議会 (業態別評議会) 第 28 条 証券戦略会議は、証券評議会に業態別評議会を置くことができる。 2 (省 略) 3 業態別評議会は、会員代表者又はこれに準ずる者（<u>定款の施行に関する規則</u>第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。）を委員としてこれを構成する。 第 6 章 地区評議会及び地区別評議会 (地区別評議会) 第 33 条 地区評議会は、地区協会の管轄区域ごとに地区別評議会を置く。

新	旧
2 3 4 } } } (現行どおり) 5 (現行どおり) 6 地区別評議会委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>地区別評議会委員に欠員が生じたときに前項の規定により選任する後任の</u>地区別評議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7 (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	2 3 4 } } } (省 略) 5 第 2 項に規定する地区別評議会委員は、それぞれ地区協会ごとにその管轄区域内に本店（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。以下同じ。）が所在する会員の会員代表者（本協会の役員である者を除く。）及び地区会員代表者のうちから、地区会長が、その地区の会員代表者及び地区会員代表者の同意を得て、これを選任する。 6 地区別評議会委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>補欠の</u>地区別評議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7 (省 略)

「総務委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 1 条 この規則は、定款第 64 条第 12 項の規定に基づき、総務委員会等（総務委員会及び総務委員会に置く財務分科会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。	第 1 条 この規則は、定款第 64 条第 11 項の規定に基づき、総務委員会等（総務委員会及び総務委員会に置く財務分科会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。
第 2 章 総 務 委 員 会	第 2 章 総 務 委 員 会
(委 員)	(委 員)
第 3 条 定款第 64 条第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。以下同じ。）の役員又は従業員を、 <u>定款第 64 条第 7 項に規定する特別会員代表者に準ずる者には定款施行規則第 3 条第 5 項に規定する特別会員支配会社の役員又は従業員を、それぞれ含むものとする。</u> (削 る)	第 3 条 定款第 64 条第 6 項に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。以下同じ。）の役員又は従業員を含むものとする。
2 会員委員、特別会員委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。	2 <u>総務委員会委員長の選挙は、「役員選挙規則」に定めるところによる。</u>
3 委員（定款第 64 条第 2 項に掲げる者をいう。第 11 条までにおいて同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が <u>就任する</u> までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。	3 会員委員、特別会員委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。
	4 委員（定款第 64 条第 2 項に掲げる者をいう。第 11 条までにおいて同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の委員が <u>選挙又は選任される</u> までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。
第 3 章 財 務 分 科 会	第 3 章 財 務 分 科 会

新	旧
(財務分科会) 第 12 条 財務分科会は、総務委員会の委員、会員代表者、特別会員代表者、<u>協会員</u>の役員若しくは従業員（会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから選任する委員 12 人以内で構成する。 2 (現行どおり) 1 } 2 } (現行どおり) 3 } 3 (現行どおり) (委 員) 第 13 条 (現行どおり) 2 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>委員に欠員が生じたときに前項の規定により選任する後任の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>就任する</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(財務分科会) 第 12 条 財務分科会は、総務委員会の委員、会員代表者、特別会員代表者、<u>会員</u>の役員若しくは従業員（会員支配会社の役員又は従業員を含む。）<u>、特別会員の役員若しくは従業員</u>又は学識経験者のうちから選任する委員 12 人以内で構成する。 2 (省 略) 1 } 2 } (省 略) 3 } 3 (省 略) (委 員) 第 13 条 財務分科会の委員は、総務委員会の同意を得て、総務委員会委員長がこれを選任する。 2 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>補欠の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>選任される</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 1 条 この規則は、自主規制会議規則第 3 条第 3 項、証券戦略会議規則第 3 条第 3 項及び総務委員会規則<u>第 3 条第 2 項</u>の規定に基づき、人事推薦合同委員会等（人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会及び証券戦略会議人事推薦委員会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定める。	第 1 条 この規則は、自主規制会議規則第 3 条第 3 項、証券戦略会議規則第 3 条第 3 項及び総務委員会規則<u>第 3 条第 3 項</u>の規定に基づき、人事推薦合同委員会等（人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会及び証券戦略会議人事推薦委員会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定める。
第 2 章 人事推薦合同委員会	第 2 章 人事推薦合同委員会
(構 成)	(構 成)
第 3 条 (現行どおり)	第 3 条 人事推薦合同委員会は、会長、第10条に規定する自主規制会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する者、第14条に規定する証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する者及び総務委員会委員長を委員として構成する。
2 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事（自主規制会議議長を兼ねる者を除く。<u>以下この条において同じ。</u>）、会員理事（証券戦略会議議長を兼ねる者を除く。<u>以下この条において同じ。</u>）、会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員の候補者<u>（定款第 42 条の 2 第 1 項に規定する補欠の会員理事、特別会員理事及び会員監事並びに同条第 2 項に規定する補欠の公益理事の候補者を含む。）</u>を推薦し、理事会に意見を述べるができる。	2 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事（自主規制会議議長を除外く。）、会員理事（証券戦略会議議長を除外く。）、会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員の候補者を推薦し、理事会に意見を述べることができる。
3 人事推薦合同委員会は、前項に定める推薦のうち、会員監事及び常任監事の候補者<u>（定</u>	3 人事推薦合同委員会は、前項に定める推薦のうち、会員監事及び常任監事の候補者につ

新	旧
<u>款第 42 条の 2 第 1 項に規定する補欠の会員監事の候補者を含む。)</u>については、監事会が同意した者を推薦するものとする。 第 3 章 自主規制会議人事推薦委員会 (構 成) 第 10 条 (現行どおり) 2 自主規制会議人事推薦委員会は、<u>公益理事</u> (自主規制会議議長を兼ねる者に限る。) 並びに自主規制会議の<u>会員委員、特別会員委員及び公益委員</u>の候補者 (定款第 42 条の 2 第 2 項に規定する補欠の公益理事 (自主規制会議議長を兼ねる者に限る。) 及び同第 62 条第 10 項に規定する臨時委員の候補者を含む。) を推薦し、理事会に意見を述べることができる。 第 4 章 証券戦略会議人事推薦委員会 (構 成) 第 14 条 (現行どおり) 2 証券戦略会議人事推薦委員会は、<u>会員理事</u> (証券戦略会議議長を兼ねる者に限る。) 及び証券戦略会議の<u>会員委員</u>の候補者 (定款第 42 条の 2 第 1 項に規定する補欠の会員理事 (証券戦略会議議長を兼ねる者に限る。) 及び同第 63 条第 8 項に規定する臨時委員の候補者を含む。) を推薦し、理事会に意見を述べることができる。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	いては、監事会が同意した者を推薦するものとする。 第 3 章 自主規制会議人事推薦委員会 (構 成) 第 10 条 自主規制会議人事推薦委員会は、自主規制会議を構成する者のうちから選任する若干人を委員として構成する。 2 自主規制会議人事推薦委員会は、自主規制会議議長、<u>同会議の公益委員、会員委員及び特別会員委員</u>の候補者を推薦し、理事会に意見を述べることができる。 第 4 章 証券戦略会議人事推薦委員会 (構 成) 第 14 条 証券戦略会議人事推薦委員会は、証券戦略会議を構成する者のうちから選任する若干人を委員として構成する。 2 証券戦略会議人事推薦委員会は、証券戦略会議議長及び<u>同会議の会員委員</u>の候補者を推薦し、理事会に意見を述べることができる。

「役員選挙規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規則は、定款第 42 条第 8 項及び第 42 条の 2 第 3 項、「自主規制会議規則」第 3 条第 2 項並びに「証券戦略会議規則」第 3 条第 2 項の規定に基づき、会員理事（証券戦略会議議長を兼ねる者及び総務委員会委員長を兼ねる者を含む。以下同じ。）、特別会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員及び特別会員委員並びに証券戦略会議の会員委員の選挙に関し必要な事項を定める。 (選挙の種類) 第 2 条 選挙の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 会員選挙 会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の会員委員に係る選挙 2 特別会員選挙 特別会員理事及び自主規制会議の特別会員委員に係る選挙 第 2 章 会 員 選 挙 (会員選挙の方法) 第 4 条 会員選挙は、第 8 条の規定により届出のあった役員等（会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の会員委員をいう。以下同じ。）の候補者について連記無記名投票により行う。	第 1 章 総 則 (目 的) 第 1 条 この規則は、定款第 42 条第 8 項、「自主規制会議規則」第 3 条第 2 項、「証券戦略会議規則」第 3 条第 2 項及び「総務委員会規則」第 3 条第 2 項の規定に基づき、会員理事、特別会員理事及び会員監事並びに自主規制会議の会員委員及び特別会員委員並びに証券戦略会議の議長及び会員委員並びに総務委員会委員長の選挙に関し必要な事項を定める。 (選挙の種類) 第 2 条 選挙の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 会員選挙 会員理事及び会員監事並びに自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の議長及び会員委員並びに総務委員会委員長に係る選挙 2 特別会員選挙 特別会員理事及び自主規制会議の特別会員委員に係る選挙 第 2 章 会 員 選 挙 (会員選挙の方法) 第 4 条 会員選挙は、第 8 条の規定により届出のあった役員等（会員理事及び会員監事並びに自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の議長及び会員委員並びに総務委員会委員長をいう。以下同じ。）の候補者について連記無記名投票により行う。ただし、役員等の任期満了以外の事由による選挙であって、理事会が認め、

新	旧
2 (現行どおり) (会員選挙の日時等の決定及び通知) 第 5 条 本協会は、会員選挙を行うときは、理事会の決議により会員選挙の日時、指定投票所（第 12 条に規定する指定投票所をいう。<u>次項及び次条において同じ。</u>）その他会員選挙に関し必要な事項を定める。 2 本協会は、会員選挙の日時、指定投票所、選挙すべき役員等の数、<u>定款第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づく補欠の役員の選挙に関する事項</u>その他会員選挙に関し必要な事項を、会員選挙の期日の 15 日前までに、その会員選挙について選挙権のある会員に通知する。 3 <u>前項に規定する補欠の役員の選挙に関する事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u> 1 <u>選挙すべき役員が補欠である旨</u> 2 <u>選挙すべき会員理事を証券戦略会議議長又は総務委員会委員長を兼ねる補欠の会員理事として選挙する場合は、その旨</u> 3 <u>選挙すべき役員を 1 人又は 2 人以上の特定の役員（補欠の役員と同時に選挙される場合における役員の候補者を含む。以下この項において同じ。）の補欠として選挙するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名</u> 4 <u>同一の役員（2 以上の役員の補欠として選挙した場合にあっては、当該 2 以上の役員）につき 2 人以上の補欠の者を選挙するときは、当該補欠の者相互間の優先順位</u> 5 <u>補欠の者について、就任前にその選挙の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続</u>	<u>かつ、会員代表者の過半数の同意があつた場合は、その選挙すべき定数について、投票以外の方法により、役員等を選出することができる。</u> 2 (省 略) (会員選挙の日時等の決定及び通知) 第 5 条 本協会は、会員選挙を行うときは、理事会の決議により会員選挙の日時、指定投票所（第 12 条に規定する指定投票所をいう。次条において同じ。）その他会員選挙に関し必要な事項を定める。 2 本協会は、会員選挙の日時、指定投票所、選挙すべき役員等の数その他会員選挙に関し必要な事項を、会員選挙の期日の 15 日前までに、その会員選挙について選挙権のある会員に通知する。 (新 設)

新	旧
(選挙立会人) 第 6 条 会長は、投票による会員選挙を行う場合は、その都度、指定投票所ごとに、その会員選挙について選挙権のある会員の会員代表者のうちから、選挙立会人 2 人以上を選任する。ただし、特別の事由がある場合は、本協会の役職員を選挙立会人に選任することができる。また、第 11 条の規定により投票を行わない場合については、選挙立会人を選任しないことができる。 2 } } (現行どおり) 4 } (役員等候補者の推薦及びその取扱い) 第 7 条 理事会が、会員選挙に関し、<u>人事推薦合同委員会規則に定める人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会又は証券戦略会議人事推薦委員会</u>の推薦に基づき役員等の候補者を決議した場合は、当該決議に係る候補者は、次条第 1 項の規定に基づき第 5 条第 2 項の規定による通知の日に当該会員選挙に係る立候補届出書を本協会に提出したものとみなす。 (立候補の届出) 第 8 条 (現行どおり) 2 本協会は、前項の規定により立候補の届出	(選挙立会人) 第 6 条 会長は、投票による会員選挙を行う場合は、その都度、指定投票所ごとに、その会員選挙について選挙権のある会員の会員代表者のうちから、選挙立会人 2 人以上を選任する。ただし、特別の事由がある場合は、本協会の役職員を選挙立会人に選任することができる。また、<u>第 4 条第 1 項ただし書及び第 11 条の規定</u>により投票を行わない場合については、選挙立会人を選任しないことができる。 2 } } (省 略) 4 } (役員等候補者の推薦及びその取扱い) 第 7 条 理事会が、会員選挙に関し、<u>人事推薦委員会等（自主規制会議又は証券戦略会議の人事推薦委員会若しくは人事推薦合同委員会をいう。）</u>の推薦に基づき役員等の候補者を決議した場合は、当該決議に係る候補者は、次条第 1 項の規定に基づき第 5 条第 2 項の規定による通知の日に当該会員選挙に係る立候補届出書を本協会に提出したものとみなす。 (立候補の届出) 第 8 条 役員等の候補者になろうとする者（前条の規定の適用を受ける者を除く。）は、第 5 条第 2 項の規定による通知があった日から会員選挙の期日前 10 日（その日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。以下「立候補締切日」という。）までに、所定の様式による立候補届出書を本協会に提出しなければならない。 2 本協会は、前項の規定により立候補の届出の

新	旧
のあった役員等の候補者の氏名、<u>第5条第3項各号に掲げる事項</u>その他会員選挙に関し必要と認める事項を、立候補締切日後遅滞なく、会員に通知する。 3 } (現行どおり) 4 } (補欠の役員の当選の効力) 第21条 <u>定款第42条の2第1項の規定に基づく補欠の役員の当選が効力を有する期間は、前任の役員の任期が満了する日までとする。</u> <u>ただし、理事会の決議によりその期間を短縮することを妨げない。</u> (削 る) (削 る) (削 る) (削 る) (特別会員選挙への準用) 第22条 第3条から前条までの規定は、特別会員選挙に準用する。この場合、これらの規定中、「会員」とあるのは「特別会員」と、	あった役員等の候補者の氏名その他会員選挙に関し必要と認める事項を、立候補締切日後遅滞なく、会員に通知する。 3 } (省 略) 4 } (役員選出届出書の提出) 第21条 <u>第4条第1項ただし書の規定により、投票以外の方法により役員等を選出する場合は、その役員等の氏名を記載し、会員の会員代表者の過半数が署名した所定の様式による役員選出届出書を、理事会が定める日までに、会長に提出しなければならない。</u> 2 <u>第9条の規定は、第1項の役員等の選出について準用する。</u> 3 <u>本協会は、第1項の規定による役員選出届出書を受理したときは、遅滞なく、その旨を各会員に通知する。</u> 4 <u>第1項に規定する役員選出届出書は、本協会が、その選挙に係る役員等の任期間、保存するものとする。</u> (役員等の任期の起算) 第22条 <u>役員等の任期は、前任役員等の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠又は会員理事及び会員監事全員の辞任により選挙された役員等の任期は、本協会が定める日から起算する。</u> 第3章 特別会員選挙 (特別会員選挙への準用) 第23条 第3条から前条までの規定は、特別会員選挙に準用する。この場合、これらの規定中、「<u>会員選挙</u>」とあるのは「<u>特別会員選挙</u>」

新	旧
「会員選挙」とあるのは「特別会員選挙」と、 「会員権」とあるのは「特別会員権」と、「役員等」とあるのは「特別会員の役員等」と、 <u>「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第4条第1項中「会員理事及び会員監事、自主規制会議の会員委員並びに証券戦略会議の会員委員をいう。」とあるのは「特別会員理事及び自主規制会議の特別会員委員をいう。」と、それぞれ読み替える。</u> 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	<u>と、「会員権」とあるのは「特別会員権」と、「会員」とあるのは「特別会員」と、「役員等」とあるのは「特別会員の役員等」と、「会員理事及び会員監事並びに自主規制会議及び証券戦略会議の議長及び会員委員並びに総務委員会委員長をいう。」とあるのは「特別会員理事及び自主規制会議の特別会員委員をいう。」と、それぞれ読み替える。</u>

「特別委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 特別委員会 (構 成) 第 3 条 特別委員会は、理事、会員代表者、特別会員代表者、協会の役員若しくは従業員（「定款の施行に関する規則」第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。）<u>又は同条第 5 項に規定する特別会員支配会社</u>の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委 員) 第 4 条 (現行どおり) 2 理事、会員代表者、特別会員代表者又は協会の役員若しくは従業員のうちから選任する委員の任期は 1 年とし、学識経験者のうちから選任する委員の任期は、会長が理事会の同意を得てこれを定める。ただし、<u>委員に欠員が生じたときに前項の規定により選任する後任の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とし、特別委員会が理事会の決議により解散したときは、その解散の日までとする。 3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>就任する</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	第 2 章 特別委員会 (構 成) 第 3 条 特別委員会は、理事、会員代表者、特別会員代表者、協会の役員若しくは従業員（「定款の施行に関する規則」第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。）の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委 員) 第 4 条 委員は、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。 2 理事、会員代表者、特別会員代表者又は協会の役員若しくは従業員のうちから選任する委員の任期は 1 年とし、学識経験者のうちから選任する委員の任期は、会長が理事会の同意を得てこれを定める。ただし、<u>補欠の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とし、特別委員会が理事会の決議により解散したときは、その解散の日までとする。 3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>選任される</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

「外務員等資格試験委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 委 員 会 (構 成)	第 2 章 委 員 会 (構 成)
第 3 条 委員会は、自主規制会議の委員、会員代表者、特別会員代表者、会員の役員若しくは従業員（「定款の施行に関する規則」第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社 <u>(会員に係るものに限る。)</u> の役員若しくは従業員を含む。）、特別会員の役員若しくは従業員 <u>(同条第 5 項に規定する特別会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。)</u> 又は学識経験者のうちから選任する委員 9 人以内をもって構成する。	第 3 条 委員会は、自主規制会議の委員、会員代表者、特別会員代表者、会員の役員若しくは従業員（定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。<u>以下本条において同じ。</u>）、特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員 9 人以内をもって構成する。
(委 員)	(委 員)
第 4 条 (現行どおり)	第 4 条 委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。
2 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>委員に欠員が生じたときに前項の規定により選任する後任の</u>委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>補欠の</u>委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>就任する</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。	3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>選任される</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。
付 則	
この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	

「規律委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(構 成) 第 2 条 委員会は、自主規制会議の委員、特別 会員代表者又はこれに準ずる者 <u>(「定款の施行 に関する規則」第3条第5項に規定する特別会 員支配会社の役員又は従業員を含む。以下同 じ。)</u> 及び学識経験者のうちから選任する委員 をもって構成する。 (委 員) 第 3 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>委員に 欠員が生じたときに第 1 項の規定により選任す る後任の</u>委員の任期は、前任者の残任期間とす る。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委 員が就任するまでは、前任の委員がその職務を 継続して執行する。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行す る。	(構 成) 第 2 条 委員会は、自主規制会議の委員、特別 会員代表者又はこれに準ずる者及び学識経験者 のうちから選任する委員をもって構成する。 (委 員) 第 3 条 委員は、自主規制会議の同意を得て、 自主規制会議議長がこれを選任する。 2 委員の数は、12 人以内とする。 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>補欠の</u> 委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委 員が<u>選任される</u>までは、前任の委員がその職務 を継続して執行する。

「外務員等規律委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(構 成) 第 2 条 委員会は、会員及び特別会員の役員若しくは従業員（「定款の施行に関する規則」第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。）<u>又は同条第 5 項に規定する特別会員支配会社</u>の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委 員) 第 3 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>委員に欠員が生じたときに第 1 項の規定により選任する後任の</u>委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>就任する</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(構 成) 第 2 条 委員会は、会員及び特別会員の役員若しくは従業員（「定款の施行に関する規則」第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。）の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (委 員) 第 3 条 委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。 2 委員の数は、12 人以内とする。 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>補欠の</u>委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>選任される</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

「事故確認委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(委 員) 第 3 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>委員に欠員が生じたときに第 1 項の規定により選任する後任の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>就任する</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(委 員) 第 3 条 委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。 2 委員の数は、4 人以内とする。 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>補欠の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>選任される</u>までは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

「地区協会規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(地区会長及び地区副会長の選任) 第 4 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 地区会長及び地区副会長の任期は、1 年とする。ただし、<u>地区会長又は地区副会長に欠員が生じたときに第 1 項又は前項の規定により選任する後任の地区会長又は地区副会長の任期は、</u>前任者の残任期間とする。 4 (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(地区会長及び地区副会長の選任) 第 4 条 地区会長は、会長がその地区協会の管轄区域内に本店（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。以下同じ。）が所在する会員の会員代表者のうちから、これを選任する。 2 地区副会長は、地区会長が、その地区協会の管轄区域内に本店が所在する会員の会員代表者のうちから、これを選任する。 3 地区会長及び地区副会長の任期は、1 年とする。ただし、<u>補欠の地区会長及び地区副会長の任期は、</u>前任者の残任期間とする。 4 地区会長は、地区副会長を選任し又は地区副会長が辞任したときは、遅滞なくその旨を会長に報告するものとする。

「地域委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(委 員) 第 3 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、<u>委員に欠員が生じたときに前項の規定により選任する後任の委員</u>又は増員のため選任された委員の任期は、それぞれ前任者及び現任者の残任期間とする。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(委 員) 第 3 条 委員会は、委員をもって構成する。 2 委員は、委員会の地域内に本店、支店その他の営業所又は事務所が所在する会員の会員代表者及び地区会員代表者（会員代表者及び地区会員代表者がその地域内に所在する本店、支店その他の営業所又は事務所に常勤していない会員については、その地域においてその会員を代表する者）が互選する。 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、<u>補欠</u>又は増員のため選任された委員の任期は、それぞれ前任者及び現任者の残任期間とする。

「金融・証券教育広報委員会規則」の一部改正について

平成 22 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 2 章 委 員 会 (構 成)	第 2 章 委 員 会 (構 成)
第 3 条 委員会は、会員代表者若しくは会員の役員（定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。）の役員を含む。）、特別会員代表者若しくは特別会員の役員<u>（同条第 5 項に規定する特別会員支配会社の役員を含む。）</u>、金融商品取引所、金融商品取引法第 34 条に規定する金融商品取引業者等をもって構成された法人、金融広報中央委員会の役員若しくはこれに準ずる者又は学識経験者のうちから選任する委員 12 人以内をもって構成する。	第 3 条 委員会は、会員代表者若しくは会員の役員（定款の施行に関する規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。）の役員を含む。）、特別会員代表者若しくは特別会員の役員、金融商品取引所、金融商品取引法第 34 条に規定する金融商品取引業者等をもって構成された法人、金融広報中央委員会の役員若しくはこれに準ずる者又は学識経験者のうちから選任する委員 12 人以内をもって構成する。
(委 員)	(委 員)
第 4 条 (現行どおり) 2 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>委員に欠員が生じたときに前項の規定により選任する後任の</u>委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>就任する</u>までは前任の委員がその職務を継続して執行する。	第 4 条 委員は、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。 2 委員の任期は、1 年とする。ただし、<u>補欠の</u>委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が<u>選任される</u>までは前任の委員がその職務を継続して執行する。
付 則	
この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	